

## 消費税増税に反対する意見書

「消費税率2015年までに10%程度」という答申を出した財政制度等審議会に続いて政府税制調査会は11月20日の総会で「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」（答申）を公表しました。答申では、消費税を「社会保障の財源の中核」と位置づけ、税調答申としては三年ぶりに消費税率の引き上げを明確に打ち出し、あわせて所得控除の見直しも示唆するなど「庶民増税」の方向を更にすすめる一方、法人税の実効税率の引き下げを打ち出しました。

「上場企業 5期連続で最高益に」という「好景気」の報道があるなかで、「好景気」の実感をもっている企業は日本全体の4%に過ぎず、圧倒的企業、特に地方の企業は依然として「受注不振や売上低迷」に陥っており、中小企業の倒産・廃業は急速に増加傾向にあります。また、宮城県の地域経済を支える農業・水産業をめぐっても生産者米価の大暴落や原油価格の高騰等が重大な事態をつくり出しています。

年金保険料の段階的引き上げ介護保険制度改革などによる負担増に加え、「定率減税」全廃による国民の負担は源泉所得税額で前年度より9295億円、住民税もあわせ1兆6875億円に達すると報道されています。

景気の持続拡大には地域経済の活性化と、個人消費の向上が欠かせませんが、昨今の税制改正の方向は庶民には大幅増税、大企業には大幅減税の路線であり、格差拡大を促進するものに他なりません。

毎日暮らしに課税する消費税は所得の低い人ほど重税となり、この増税は「貧困と格差」を一層ひどくするものです。福田首相が打ち出した「将来的な消費税税率引き上げを含む税制改革」では、個人消費は冷え込み、事業経営が困難に陥り、その結果地方経済が一層疲弊することは火を見るより明らかです。

市民生活を守る立場から、今以上の消費税率引き上げをしないよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日

宮城県東松島市議会議長

佐藤 富夫

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

様